■ 令和 8 年度第 2 回 八戸市健康福祉審議会 社会福祉専門分科会　議事録

日　時	令和 8 年 10 月 8 日(木)　13 時 30 分～14 時 45 分
場　所	八戸市庁　本館 3 階　議会第一委員会室
出席委員	東山　国男　委員　　西野　祐希　委員 坂本　美洋　委員　　楢山　義則　委員 吉田　守実　委員　　上田　武男　委員 山口　徹　委員　　野田　賢子　委員 以上 8 名
欠席委員	松橋　光宜　委員　　木村　和彦　委員 以上 2 名
市出席者	藤田 福祉部長兼福祉事務所長 三浦 福祉部次長兼障がい福祉課長 事務局：福祉政策課 5 名 大沢 福祉部次長兼福祉政策課長 奥瀬 主幹(福祉政策 GL)、白藤 主幹、出河 主査、清川 主事 以上 7 名
議　事	第 5 期八戸市地域福祉計画(原案)について
結果概要	上記議事について説明し、原案の内容について委員の意見を募った。(以下、議事詳細)

◆次第

1　開会
2　専門分科会長あいさつ
3　議事　　第 5 期八戸市地域福祉計画(原案)について
4　閉会

◆議事録

開会	
司会	本日はお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。ただいまから令和 8 年度第 2 回八戸市健康福祉審議会社会福祉専門分科会を開催いたします。 本日の司会を務めさせていただきます福祉政策課の奥瀬と申します。よろしくお願いいたします。 本日は今年度第 2 回目の社会福祉専門分科会ということで、第 5 期八戸市地域福祉計画の原案についてご審議いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは会議に入る前に、本日の資料を確認させていただきます。 【資料確認】 それでは会議に移りたいと思います。 本日の会議でございますが、委員中 8 名に出席いただいていることから、当審議会規則第 5 条第 11 項の規定により会議の成立要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。
専門分科会長あいさつ	
司会	次に坂本専門分科会長よりご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。
専門分科会長	【専門分科会長あいさつ】
司会	ありがとうございました。 それでは議事に入ります。当審議会規則第 5 条第 11 項の規定により、専門分科会の会議は専門分科会長がその議長となることとされていることから、坂本会長に議長を務めていただきます。 坂本会長、よろしくお願いいたします。
議事	
専門分科会長	それでは次第に従い議事を進めます。皆様のご協力を賜りまして、円滑に議事を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。 議事の第 5 期八戸市地域福祉計画の原案について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

福祉政策課の出河と申します。私から第 5 期八戸市地域福祉計画の原案についてご説明いたします。

初めに、本日の説明の進め方についてですが、事務局からの説明が長時間にわたることから、途中で一度そこまでの説明に対する質疑応答の時間を設けたいと思います。

前半は資料 1 と資料 2 の第 2 章まで、後半は資料 2 の第 3 章から資料 3 まで説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは資料 1 をご覧ください。

第 5 期八戸市地域福祉計画の策定について概要をご説明いたします。

まず第 1 節「計画の位置付け」について、4 点記載をしております。

1 点目ですが、本計画は社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画として策定をいたします。

2 点目ですが、本計画は高齢者や障害者、子ども・子育て等の各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載した福祉分野の上位計画に位置付けられる計画となります。

3 点目ですが、本計画は平成 28 年度に施行された再犯の防止等の推進に関する法律に規定する地方再犯防止推進計画を包含した計画として、一体的に策定をいたします。

4 点目ですが、地域福祉を推進する民間団体との連携を図る観点から、本計画は八戸市社会福祉協議会で策定されている地域福祉活動計画と相互に連携を図りながら策定をいたします。

次に第 2 節「策定方針」について、第 4 期計画と同様に、社会福祉法第 107 条で定められた内容を網羅した計画といたします。

同法で定められた内容の詳細につきましては下の参考欄をご覧ください。

また本計画の実施に当たっては、PDCA サイクルを用いた適切な進行管理を行うため、基本目標ごとに評価指標を設定する方針でございます。

裏面の第 3 節「計画の期間」について、本計画の期間については令和 9 年度から令和 13 年度までの 5 年間といたします。

なお計画の進行管理につきましては、1 年ごとに実施する予定としてお

事務局

ります。

次に第 4 節「計画の作成方法」について、こちらは計画の作成に係る今後のスケジュールとなっております。

今回の計画策定の体制につきましては、庁内ワーキングチームにおいて計画の原案を作成し、八戸市健康福祉審議会社会福祉専門分科会における調査審議を経て、最終案を決定することとしております。

今回の会議と次回の第 3 回会議において計画の原案について皆様にご審議いただいた後、12 月中に市民からの意見募集を行います。その後、1 月の第 4 回会議でご審議いただき、計画の最終案を決定いたします。

その後順次、計画策定について市長決裁を経た上で、各協議会や健康福祉審議会への報告を行う予定でございます。

現時点で予定しております会議の開催時期については記載のとおりですが、今後各会議について開催案内をお送りしますので、よろしくお願いいたします。

資料 1 の説明は以上となります。

引き続き計画原案の説明に入らせていただきたいと思います。資料 2 をお手元にご用意ください。

こちらが本日時点での計画の原案となります。まずは 1 ページめくっていただいて、目次をご覧ください。

構成といたしましては第 1 章から第 5 章までの全 5 章となっており、末尾に参考資料として各条例やアンケートの調査結果等を掲載する予定としております。

それでは計画原案の内容について説明をしてまいります。

1 ページをご覧ください。

第 1 章「計画策定に当たって」についてご説明をいたします。

全体要旨といたしましては、地域福祉を取り巻く現状や課題を踏まえ、本計画を策定する目的や必要性、総合計画や八戸市健康と福祉のまちづくり条例、健康福祉に関する分野別計画や持続可能な開発目標、いわゆる SDGs との関係性、それから計画の期間や範囲について掲載をしております。

初めに第 1 節「計画策定の趣旨」について、ここでは地域福祉を取り

事務局

巻く現状や近年新たに発生してきた社会的な課題について触れた後、どのようにして今回の第 5 期八戸市地域福祉計画を策定するに至ったのかを説明しています。

簡潔にまとめますと、近年の地域福祉を取り巻く環境は、少子高齢化、人口減少の進展、単身世帯の増加、雇用環境の変化、ライフスタイルの多様化を背景に大きく変化しており、従来の分野別の相談支援体制では対応が難しくなってきていることから、支え手と受け手という関係を超えてつながり、誰もが役割と生きがいを持ち、支え合いながら暮らしていける「地域共生社会」の実現が求められているため、第 4 期計画から引き続き「地域共生社会」の実現に向けた指針として本計画を策定する旨を記載しております。

3 ページをご覧ください。

第 2 節「計画の位置付け」について、(1)「法律上の位置付け」から(3)「他の分野別計画との関係」につきましては、先ほど資料 1 で説明をさせていただいた内容と同一のため割愛をいたします。

4 ページをご覧ください。

(4)「八戸市健康と福祉のまちづくり条例」について、本条例は市民、事業者、市が地域社会の一員としてそれぞれの役割を担いながら協働して健康と福祉のまちを創造することを目的として制定されたものでございます。

その第 10 条において、「市長は第 3 条に規定する基本理念に基づき、健康及び福祉に関する計画を策定し、健康福祉政策の計画的な推進に努めるものとする」と定められていることから、本計画はこの条例の基本理念の実現を目指し、計画の策定及び推進に努めていく旨を記載しております。

5 ページをご覧ください。

(5)「持続可能な開発目標との関係」について、八戸市総合計画や関連計画と同様に、今回から持続可能な開発目標、いわゆる SDGs の視点を取り入れつつ施策の決定を行っていく旨を記載しております。

6 ページをご覧ください。

第 3 節「計画の期間」につきましては、資料 1 で説明を行ったとおりですので、割愛させていただきます。なお下の他の関連計画との計画期

事務局

間との比較を参考として、計画中には記載をしております。

7 ページをご覧ください。

第 4 節「計画の範囲」について、ここでは社会福祉法第 6 条の規定を引用し、本計画が市の施策を基本としながらも、社会福祉協議会などの民間団体が実施する施策や事業なども含む旨を記載しております。

第 1 章については以上となります。

8 ページをご覧ください。

第 2 章「計画策定の背景」についてご説明いたします。

全体要旨といたしましては、地域福祉を取り巻く最近の国の動向を簡潔に記載するとともに、各種統計情報等を用いて当市の現状を整理しております。また第 4 期計画の取り組みにおける成果と課題、アンケート調査の分析結果から見える新たな地域課題についても整理をして記載しております。

第 1 節「地域福祉を取り巻く国の動向」について、(1)から 13 ページの(7)にかけて記載をしております。以下、各項目について簡潔にご説明をいたします。

まず(1)「ニッポン一億総活躍プラン」について、本計画の大きなテーマである地域共生社会という理念が初めて掲げられた重要なプランとなっております。

(2)「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部及び地域力強化検討会での検討」について、(1)で掲げた地域共生社会に向け国が示した 5 つの視点について記載をしております。こちらも(1)と同様、地域共生社会の実現に向けた重要な取り組みとなっております。

9 ページをご覧ください。

(3)「社会福祉法の改正」について、令和 8 年 6 月 19 日に参議院本会議で可決・成立した内容を記載しております。

主な改正内容としては、頼れる身寄りのいない高齢者等への支援体制の拡充や、成年後見制度等の適切な利用支援といった包括的な支援体制の拡充と、福祉人材の安定的な確保及び定着支援となっております。

10 ページをご覧ください。

事務局

(4)「孤独・孤立対策重点計画」について、令和6年4月1日付けで施行された孤独・孤立対策推進法と、それに伴い内閣府に設置された孤独・孤立対策本部において令和6年6月11日付けで策定をされた孤独・孤立対策重点計画について紹介し、地方自治体においても本重点計画の基本理念に則りつつ施策を決定・実施することが求められる旨を記載しております。

11ページをご覧ください。

(5)「こども家庭庁の設置」について、同庁が令和5年4月1日に発足した背景と目的、及びこども家庭庁が掲げている施策の方針について簡単に紹介しています。

また令和5年12月に同庁が定めた幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョンと、目的達成のために必要な5つのビジョンについて記載をしております。

12ページをご覧ください。

(6)「共生社会の実現を推進するための認知症基本法の制定」について、同法が施行された背景と令和6年12月に策定された認知症施策推進基本計画について記載をしています。

また同計画において市町村には地域の実情に即した市町村計画を策定することが求められていることから、当市においても計画策定に向けて現在作業を進めている旨を記載しております。

(7)「再犯防止推進法の施行」について、資料1でご説明した内容のほか、令和5年3月に閣議決定された第二次再犯防止推進計画の中で市町村に求められている役割と具体的な取り組みについて紹介をしております。

14ページをご覧ください。

第2節「当市における地域福祉の現状」について、ここでは第5期計画の策定に当たって八戸市を取り巻くいくつかの指標についてグラフ化した上で、現状の分析を行っております。グラフは、14ページから19ページまで記載をしております。

20ページをご覧ください。

事務局

第 3 節「第 4 期計画における取り組みの振り返り」について、ここでは第 4 期計画で掲げた評価指標の達成状況と 4 つの基本目標に基づく各種取り組みの内容と実績を記載し、計画全体の評価をした上で、継続的に取り組むべき重要施策や取り組みの強化が求められる施策について整理をしております。

初めに第4期計画で設定した評価指標の達成状況を記載しております。令和 7 年度終了時点で目標達成見込みのものについては晴れマーク、目標の 8 割程度を達成しているものを概ね達成として曇りマーク、概ね達成の基準に届いていないものを雨マークとして暫定評価しています。

内訳としましては、晴れマークが 10 項目、曇りマークが 5 項目、雨マークが 5 項目となっております。

21 ページをご覧ください。

ここでは第 4 期計画で掲げた 4 つの基本目標について、目標ごとの取り組み内容と実績に触れながら振り返っています。

構成としては各基本目標の中で推進する施策について、具体的にどのような事業を行ってきたのか、その上で今後の課題としてどのようなことが考えられるのかを順に記載しております。

21 ページから 22 ページまでが基本目標 1、23 ページから 24 ページまでが基本目標 2、25 ページが基本目標 3、26 ページが基本目標 4 について記載しております。

27 ページをご覧ください。

第 4 節「市民アンケート調査の結果の概要」について、こちらでは第 5 期計画の策定に先立ち実施した 2 つのアンケート調査のうち、18 歳以上の市民 2,000 人を対象にした市民アンケート調査の結果について、施策展開に特に関連する項目をいくつか抜粋し、グラフとともにそこから読み取れる傾向を記載しております。

なおアンケート全体の結果については、参考資料 3 及び参考資料 4 としてお配りさせていただいているほか、市のホームページ上でも公開をしております。こちらにつきましては後ほどご確認いただければと思います。

27 ページから 36 ページまで、1 ページごとに 1 設問を取り扱っております。各ページの構成については、初めに回答の集計とクロス分析の結果、これは年齢や性別など対象者の属性ごとに回答の傾向があるか調べるものですが、参考としてその結果も記載し、以上を踏まえてアンケー

事務局

トの結果から読み取れることについて記載をしております。

例として 27 ページの設問について説明をさせていただきます。「身近な圏域と感じるのはどの範囲ですか」という設問について、結果としましては 5 年前の調査と同じく、「自宅周辺の近隣」と回答する方が最も多かったのですが、そのほかに「小学校区」や「中学校区」、「市内全域」と回答する方の割合が大きく増加していることが分かりました。

また現在働いている方や現在学校に通っている方など、自宅にいる時間が短いと考えられる方ほど身近と感じる圏域が広くなる傾向がございました。

このような形で 27 ページから 36 ページまでアンケートの結果を掲載しております。

37 ページをご覧ください。

第 5 節「団体・事業所アンケート調査結果の概要」について、こちらは市内で活動する社会福祉団体等の事業所に行ったアンケート調査の結果について、先ほどの市民アンケート調査と同様に掲載しております。

37 ページが、地域住民との交流の有無について、38 ページが、地域の課題や住民のニーズを把握しているか否かについて、39 ページが、その団体が地域の福祉活動でどのような役割を担えると考えているかについて、40 ページが、今後その団体で取り組みたいと考えていることについて、41 ページが、八戸市が優先して取り組むべきと考えている施策について、調査の結果とそこから考えられることについて掲載しております。

42 ページをご覧ください。

第 6 節「課題の認識」について、第 1 節から第 5 節までの結果を踏まえて、計画作成に当たって考慮すべき地域福祉に関する課題を整理しております。

(1)から(4)まで 4 項目にまとめておりますが、例えば(1)では、市民が相談しやすい圏域を単位とした相談支援体制の充実、(2)では、困難な案件を「丸ごと」受け止め適切な公的サービスへのつなぎ役となるような相談支援体制の構築、といったキーワードを設定し、次の第 3 章で説明する第 5 期計画の 4 つの基本目標へとつながっていくように整理をしております。

前半の説明については以上となります。

専門分科会長

お疲れ様でした。ただいま事務局から説明をいただきましたが、委員の皆様からご質問やご意見をお伺いしたいと思います。まずは事前にご質問をいただいておりますので、内容について事務局から説明の上、回答をお願いします。

事務局

それではいただいていた事前質問について回答いたします。今回は 2 点ご質問をいただいておりますので、順にご説明いたします。

まず 1 点目、今回実施したアンケート調査について、これは 5 年に 1 度定期的に行っているものなのか、内容は毎回異なっているものなのかというご質問をいただきました。

こちらに対する回答ですが、本調査は地域福祉計画の策定及び改定に先立ち八戸市内における福祉の実態や現在抱えている課題について把握するため、概ね計画改定の前年を目途に実施しているものでございます。八戸市においては計画の改定を 5 年ごとに行っているため、アンケートの実施も 5 年ごととなっております。

またアンケートの内容につきましても、調査実施時点での社会情勢ですとか福祉を取り巻く環境等を踏まえながら設問の追加や削除を行ったり、選択肢の内容の見直しを行ったりと、変更を適宜加えております。

なお第 5 期計画に係るアンケート調査の最も大きな変更点は、より幅広く意見を取り入れるため、これまで市民を対象に行っていたアンケート調査に加え、地域福祉活動に関わる団体等を対象としたアンケート調査を追加で実施したこととなります。

2 点目ですが、同じくアンケート調査について、この結果を受けて新規導入されることになっている事業があるか具体的に知りたいというご質問をいただきました。

こちらに対する回答ですが、先にアンケート調査の目的について改めてご説明をさせていただきたいと思います。アンケート調査の目的とは八戸市内における福祉の実態や現在抱えている課題を掘り起こし、現在八戸市が抱えている課題を明らかにすることであり、その結果として現在八戸市が抱える課題については、次の 4 点であると認識をしたところでございます。

1 点目が、困り事や不安を抱える市民の増加。

2 点目が、多様化・複雑化・複合化した生活課題への対応。

3 点目が、地域でのつながりの希薄化。

4 点目が、地域福祉活動の担い手不足と認知不足。

事務局　そしてこれらの課題への対応方法について関係各課で調整を行い、資料3のとおり新規事業25個を含む計138事業を推進する方針とした経緯がございます。
ここまでの説明をまとめますと、アンケート調査の結果の使い方としましては、それを直接参照して事業の加除を行っているものではなく、調査の結果から浮かび上がった課題に対しどのような事業が必要かを検討するという、いわば間接的な使い方をしているというところになります。
私からの回答は以上となります。

専門分科会長　ただいまの説明に対してご質問や補足する点などございますでしょうか。よろしいですか。はい、ありがとうございます。
それでは他に委員の皆様からただいま説明をいただいたことについてのご意見、ご質問等はございますか。

委員　20ページ、21ページに関することですが、それぞれの進捗評価とその整理したもの書かれているんですが、20ページのこの参考資料の取り組み進捗評価のところに、この基本目標1の(4)の取り組みのこの数値のデータがないのかなとは思ってたんですが、参考資料の基本目標1、(1)、(2)、(3)とあるんですが、(4)の「多様な働き方・生き方が選択できる環境の整備」に関するこの数値的なデータはなくていいんでしょうか。

事務局　第4期計画で設定された基本目標の中に、(4)に関わる部分が評価指標として設定をされていなかったため、そのような書き方となっております。

委員　はい、分かりました。ありがとうございます。

専門分科会長　よろしいですか。他の委員の方、何かございますか。
それでは他にないようでありますので、引き続き事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは後半の説明を開始させていただきます。資料2、計画原案の45ページをご覧ください。

第3章、基本理念と基本目標についてご説明をいたします。全体要旨

事務局

といたしましては、第 2 章の計画策定の背景を踏まえ、当市が地域福祉の推進を通じて目指す社会の姿と、その実現に向けた基本的な考え方となる基本理念をここで定めます。そして基本理念に掲げた地域社会を実現するために、当市が 5 年間の計画期間中に重点的に推進する基本目標を定め、施策体系と圏域の考え方について掲載をいたします。

初めに第 1 節「基本理念」について、第 5 期計画では地域共生社会の理念について、より分かりやすく伝えることを念頭に、「みんながつながり　みんなで支え合う　安心して暮らせるまち　八戸　誰もが生きがいを持ち　自分らしく暮らせる地域を目指して」を基本理念としたいと考えています。以下、順にご説明いたします。

まず「みんながつながり　みんなで支え合う」という部分については、地域のつながりが希薄化する中において、家族、友人、隣人、職場の同僚などといった様々なコミュニティ内でのつながり、助け合いが大切であるということについて、改めて市民に認識をしてもらうということを意識しています。加えて地域住民が主体となって困り事を抱えている人を支え、そして支えられた人もまた別な場面で支える役割を持ち、地域に貢献していくことで、地域の中で人や資源がどんどん循環していくという地域共生社会の理念も表しています。

「安心して暮らせるまち　八戸」については、八戸市健康と福祉のまちづくり条例で定められている理念の 1 つでもある「安全に安心して生活を営むことができる社会」という部分を念頭に、地域共生社会を実現することで高齢者、障害者、子ども、妊産婦などありとあらゆる人たちが安心して暮らすことができるまちを目指すということを表現しています。

副題的につけている「誰もが生きがいを持ち　自分らしく暮らせる地域を目指して」については、支え合いの活動による地域への貢献や社会参加を通して生きがいを実感し、誰もが自分らしく活躍できる社会にしていくということを表しています。

46 ページをご覧ください。

第 2 節「基本目標」について、基本理念で示した地域づくりを推進するため、4 つの基本目標を設定することで地域福祉の推進を図っていきたいと考えております。基本目標の設定については、八戸市健康と福祉のまちづくり条例の基本理念をベースとして、前述した課題の解決に取り組むことができるような内容としております。

事務局

47 ページをご覧ください。

第 3 節「施策体系」について、こちらでは基本理念、基本目標、基本施策の体系図を図示しております。大目標である基本理念の下に中目標である 4 つの基本目標があり、その下に小目標である(1)から(4)までの基本施策があり、これらの基本施策の下に各事業が紐付けられているイメージとなります。

48 ページをお開きください。

第 4 節「圏域の考え方」について、社会福祉法上において市町村が作成する地域福祉計画には、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項、以下「包括的な相談支援体制の整備」と呼ぶことにしますが、これについて一体的に定めることが求められています。

また国で作成したガイドラインにおいて、住民に身近な圏域の設定について検討、整理することが求められていることから、こちらを本計画内にも掲載しております。

第 4 期計画に掲載したものをベースとしつつ、ほぼすべての住民にとって最も身近な存在である自分自身ですとか、家族、親族に関する圏域を追加し、このほかに隣近所、町内会、連合町内会・小中学校区、支援本部等、市全体という合計 6 層の圏域を設定しています。

49 ページをご覧ください。

こちらは圏域の考え方について図示したものとなります。圏域名の下に書かれているのは、その圏域内で課題解決の中心となることが期待される個人や団体等でございます。

また 50 ページには参考としまして、高齢者福祉計画とこども計画で設定しているそれぞれの圏域の設定の仕方について簡単に紹介をしておりますので、後でご覧ください。第 3 章については以上となります。

51 ページをご覧ください。

第 4 章「施策の展開」についてご説明します。全体の要旨としましては、第 3 章の施策体系で示した基本施策ごとに課題やそれに対する取組方針を示し、主な推進事業を掲載しています。構成についてですが、初めに基本目標とそれに関連している持続可能な開発目標を示し、その次に基本目標の達成状況を確認するために設定した評価指標を掲載しています。なお評価指標については、この後説明する各基本施策と関連するも

事務局

のを、最低１つずつ設定するようにしております。
その後、基本施策ごとに現状と課題、取組方針、主な推進事業の名前と事業内容、担当課または実施主体について掲載しております。
また、計画内に記載するのは一部の事業のみでございまして、施策ごとの事業全体については資料３に記載をしております。本章の説明には、本日お配りした資料 3 の差し替え版も合わせて使用しますので、お手元にご用意願います。

それでは基本目標１からご説明させていただきます。基本目標１は「健康で生きがいのある生活を送ることができる地域づくり」です。評価指標は介護予防センターにおける介護予防（フレイル予防）事業の年間参加の延べ人数のほか、表に記載のとおりとなります。以下、施策ごとにご説明いたします。

52 ページをご覧ください。
基本施策(1)「健康づくりの推進」について、健康寿命の平均値が全国平均を下回っていることを取り上げ、市民が主体的に健康増進や介護予防に取り組める環境づくりを行う必要があると整理をしております。
その上で取組方針として、介護予防センターを拠点とした介護・認知症予防の普及啓発と、地域の健康づくりに取り組む保健推進員の育成や関係団体と連携した健康づくり事業の推進を掲げ、主な推進事業として介護予防センター運営事業等を掲載しております。
また本施策で推進する事業全体につきましては、資料 3 の 1 ページのとおりとなります。合計で 9 事業ございまして、うち 1 事業が第 5 期計画から追加となっております。

54 ページをご覧ください。
基本施策(2)「高齢者や障害者等の社会参加の促進」について、市民アンケート調査の結果から社会的に孤立している高齢者や障害者、及びその家族の存在に着目し、こういった方々が地域の中で活躍できる機会を創出し、積極的な社会参加を促すことで孤立の解消や生きがいを持って生活できる環境づくりに取り組む必要があると整理をしております。
その上で取組方針として、高齢者の生きがいづくりの支援と障害者の就労支援の充実、社会参加しやすい環境の整備の 3 点を掲げ、主な推進事業として鷗盟大学運営事業等を掲載しております。
本施策で推進する事業全体については、資料 3 の 2 ページから 3 ペー

事務局

ジのとおりとなります。合計ですと 17 事業ございまして、うち 2 事業が第 5 期計画からの追加となっております。

56 ページをご覧ください。

基本施策(3)「地域医療体制の整備」について、当市における医療提供体制の充実は着実に図られてきているものの、高齢化の進行に伴う医療ニーズのさらなる増加が見込まれることから、今後も引き続き医療提供体制及び療養環境の整備に取り組む必要があると整理をしております。

その上で取組方針として、症状に応じた救急医療体制の整備と医療機関の機能に応じた診療提供体制の整備、及び医療連携の推進を掲げ、主な推進事業として救急医療体制整備事業等を掲載しております。

本施策で推進する事業全体については、資料 3 の 4 ページのとおり、合計で 5 事業となっております。

58 ページをご覧ください。

基本施策(4)「多様な生き方や働き方が選択できる環境の整備」について、性別や年齢、国籍、文化等が異なる方に対する差別や、多様な性的指向及びジェンダーアイデンティティを持つ方に対する不寛容などを背景として生きづらさを感じる方がいることが認知されるようになり、社会的配慮が求められています。当市においてもこれまで多様性への理解促進、啓発事業に努めてきたところでございますが、今後も引き続き取り組むことで、誰もが生きがいを持って生活できる環境づくりを図る必要があると整理をしております。

その上で取組方針として、男女共同参画に関する意識啓発及びワーク・ライフ・バランスの普及促進と、性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する市民等の理解促進、及び当事者やその家族の支援を掲げ、主な推進事業として男女共同参画情報誌発行事業等を掲載しております。

また本施策で推進する事業全体については、資料 3 の 5 ページのとおりとなります。合計で 5 事業あり、うち 1 事業が第 5 期計画から追加となっております。基本目標 1 については以上となります。

60 ページをご覧ください。

基本目標 2 は「誰もが尊重され、誰もが公平に支援を受けられる体制づくり」です。評価指標は生活困窮者対象の就労支援による就労者数のほか、表に記載のとおりとなります。以下、施策ごとにご説明をいたしま

事務局

す。

61 ページをご覧ください。

基本施策(1)「自立支援と権利擁護の推進」について、生活困窮者が抱える課題とはいくつもの問題が複雑に絡み合い深刻化しているケースが多く見られることから、個々の事情に応じた適切な相談支援体制を構築すること、加えて成年後見制度の利用促進を図っていくこと、虐待やいじめ、配偶者への暴力についてもその防止と早期発見・早期対応に努める必要があると整理をしております。

その上で取組方針として、生活困窮者やひとり親世帯等の生活の安定と自立促進を図る、成年後見制度の利用促進を図る、虐待等の防止と早期発見・早期対応を図る、生活や住宅に特別な配慮が必要な世帯の住まいの確保に努める、を掲げ、主な推進事業として生活困窮者自立相談支援事業等を掲載しております。

本施策で推進する事業全体については、資料 3 の 6 ページから 7 ページのとおりとなります。合計で 21 事業あり、うち 3 事業が第 5 期計画からの追加となっております。

64 ページをご覧ください。

基本施策(2)「相談支援体制の充実と適切な情報発信」について、様々な課題が複合化・複雑化しているケースや、既存のサービスでは対象とならない制度の狭間にあるケースなど、従来の相談支援体制では対応困難なケースが認識されてきたことから、どのような相談も包括的に受け止められる相談支援体制の整備と、必要な情報を確実かつ容易に手に入れられるよう情報発信の方法を最適化していくことが求められていると整理をしております。

その上で取組方針として、他分野の相談窓口や関係機関との連携強化と適切な支援や情報提供、多機関が協働して一体的に支援等を行う包括的な相談支援体制の整備、対象者の属性を踏まえた確実で分かりやすい情報発信を掲げ、主な推進事業として地域包括支援センター運営事業等を掲載しています。

本施策で推進する事業全体については、資料 3 の 8 ページから 10 ページのとおりとなります。合計で 25 事業あり、うち 9 事業が第 5 期計画からの追加となっております。

67 ページをご覧ください。

事務局

基本施策(3)「課題解決に向けたネットワークの強化」について、近年発生している地域の課題について、既存の行政の枠組みや 1 つの支援機関・団体だけで対応するには限界があることから、多分野にわたる各機関のネットワークを活用して相互に連携し対応するために、団体間の情報共有及び連携強化を図る必要があると整理をしております。

その上で取組方針として、庁内の部局横断的な連携体制及び関係機関・団体とのネットワークの構築と連携の強化を掲げ、主な推進事業として虐待等防止対策会議の開催等を掲載しております。

また本施策で推進する事業全体については、資料 3 の 11 ページのとおりとなります。合計で 6 事業あり、うち 1 事業が第 5 期計画から追加となっております。

69 ページをご覧ください。

基本施策(4)「再犯防止施策の推進」について、犯罪や非行をした人の中には社会生活を送る上で様々な困難を抱えているケースも多く、適切な支援を受けられないことが犯罪を繰り返す要因になっていることから、犯罪をした人を社会的に孤立させることなく、地域全体で立ち直りを支える環境づくりが必要であると整理をしております。

その上で取組方針として、更生保護活動に取り組む団体の支援と再犯防止や更生保護に関する市民の意識醸成を掲げ、主な推進事業として更生保護活動への支援等を掲載しております。

本施策で推進する事業全体については、資料 3 の 12 ページのとおりで、合計で 4 事業となっております。基本目標 2 については以上となります。

71 ページをご覧ください。

基本目標 3 は「みんなが共に支え合う安心・安全な地域づくり」です。評価指標は避難行動要支援者の支援に関する協定締結数のほか、表に記載のとおりとなります。以下、施策ごとにご説明します。

72 ページをご覧ください。

基本施策(1)「防災・防犯対策の充実」について、近年様々な災害が頻発しているほか、社会的弱者を狙った強盗事件等が頻発していることから、地域住民や関係団体との連携を図りつつ効果的な防災・防犯対策を推進していくことが必要であると整理しています。

その上で取組方針として、要支援者の避難支援や自主防災組織の育成・支援を通じた地域における防災力の強化、見守り体制の強化と緊急情報

事務局

の発信等による安心・安全の確保、消費者支援の充実、犯罪被害者等の支援に関する施策の推進を掲げ、主な推進事業として避難行動要支援者事業等を掲載しています。

本施策で推進する事業全体については、資料3の13ページから14ページのとおりとなります。合計ですと17事業ございまして、うち2事業が第5期計画からの追加となっております。

75ページをご覧ください。

基本施策(2)「住民同士がつながり支え合う体制の推進」について、地域における支え合いや助け合い機能が脆弱化していることから、住民が地域の関係者と連携して地域課題を把握し解決することを試みられる体制を整備することが必要であること、加えて多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制の強化を図る必要があることを整理しております。

その上で取組方針として、町内会等の基盤強化と住民主体の支え合いの促進、高齢者の見守りや民生委員・児童委員活動の充実、多機関が協働して市民からの相談を包括的に受け止める場の整備を掲げ、主な推進事業として連合町内会連絡協議会連携事業等を掲載しています。

また本施策で推進する事業全体については、資料3の15ページから16ページのとおりとなります。合計ですと21事業ございまして、うち3事業が第5期計画からの追加となっております。

77ページをご覧ください。

基本施策(3)「ボランティア・NPO活動の促進」について、地域課題の解決について住民ごとに様々なニーズがあり、行政機関だけでは対応が難しい問題もあることから、課題解決のために重要な役割を果たすことができるボランティア、NPO団体の活動しやすい環境を整備し支援することで、活動の活性化を図る必要があると整理をしております。

その上で取組方針として、ボランティア、NPO団体の活動支援を行う拠点の設置、団体が行う公益的活動の支援と団体と行政が協働して課題解決に取り組む仕組みの整備を掲げ、主な推進事業として八戸圏域住民活動促進支援事業等を掲載しています。

本施策で推進する事業全体については、資料3の17ページのとおりとなります。合計で6事業ございまして、うち1事業が第5期計画から追加となっております。

事務局

79 ページをご覧ください。

基本施策(4)「誰もが暮らしやすい生活環境の整備」について、高齢者や障害者にとって重要な移動手段である公共交通サービスを維持・確保していくため、地域の公共交通を利用して支えていく意識を育んでいくこと、またこういった人々が日頃の生活で感じる困難について周囲の理解を促し、意識や行動の見直しにつながるよう働きかける必要があると整理をしております。

その上で取組方針として、公共交通やコミュニティ交通の運行による市民の移動手段の確保、高齢者、障害者への理解や配慮、思いやりに関する市民への意識啓発を掲げ、主な推進事業として生活公共路線の確保等を掲載しています。

本施策で推進する事業全体については、資料 3 の 18 ページのとおりとなります。合計で 9 事業ございまして、うち 1 事業が第 5 期計画から追加となっております。基本目標の 3 については以上となります。

81 ページをご覧ください。

基本目標 4 は「思いやりの心と地域福祉の担い手づくり」です。評価指標は民生委員児童委員研修会の年間開催回数ほか、表に記載のとおりとなります。以下、施策ごとにご説明します。

82 ページをご覧ください。

基本施策(1)「担い手の育成と活動の支援」について、民生委員・児童委員だけでなく、認知症サポーターや市民後見人など、あらゆる地域福祉活動の担い手が不足しており、担い手の固定化と高齢化が生じ、その結果として地域福祉活動の停滞や硬直化といった問題が起きていることから、主体的に活動に関わる人材の育成と次世代のリーダー養成・支援に取り組む必要があると整理しています。

その上で取組方針として、地域福祉活動を担う人材・団体の活動環境の整備、地域福祉活動を牽引する地域のリーダーの養成を掲げ、主な推進事業として八戸市社会福祉協議会との連携及び支援等を掲載しております。

本施策で推進する事業全体については、資料 3 の 19 ページのとおりとなります。合計ですと 9 事業あり、うち 1 事業が第 5 期計画から追加となっております。

84 ページをご覧ください。

事務局

基本施策(2)「福祉教育の推進と福祉意識の醸成」について、特に若い世代でボランティア活動に興味を持つ人が少なくなっていることから、自分の住むまちに興味を持ち、主体的にまちづくりへ参画していくことに興味が持てるよう、効果的な福祉教育のあり方について検討するとともに、誰もが役割と生きがいを持ち支え合いながら暮らしていける地域共生社会を実現するため、市民が地域における支え合いの輪に参加しやすい環境づくりを行う必要があると整理をしております。

その上で取組方針として、地域福祉に関する意識醸成と関心の喚起、小・中・高校生が様々なボランティア活動に参加する機会の創出を掲げ、主な推進事業として心のバリアフリー推進事業等を掲載しています。

本施策で推進する事業全体については、資料3の20ページのとおり、合計で6事業となっております。

86ページをご覧ください。

基本施策(3)「世代間交流の促進」について、核家族化が進んだことで子どもが家族以外の大人と交流する機会が減り、多様な価値観やそれぞれの違いを知ったり理解したりする機会が失われていることから、そのような機会を創出する必要があると整理しています。

その上で取組方針として、子どもから高齢者まで幅広い世代が交流できる機会を創出することを掲げ、主な推進事業としてほっとサロン・三世代交流事業等を掲載しています。

本施策で推進する事業全体については、資料3の21ページのとおり、合計で2事業となっております。第4章についての説明は以上となります。

87ページをご覧ください。

第5章「計画の推進」についてご説明します。全体の要旨としましては、市民、事業者、社会福祉活動団体、行政が協働して計画を推進するため、それぞれの役割分担を明確にするとともに、計画の実効性を高めるための計画の周知方法や取り組みの進捗管理、評価・公表について記載しております。

初めに第1節「協働による計画の推進(役割分担)」について、87ページから88ページにかけて市民、事業者、社会福祉活動団体、行政の役割を記載しております。

89ページをご覧ください。

事務局	第 2 節「計画の周知」について、地域福祉の推進には計画の目指す理念や目標を共有し、それを実現するための取り組みについて市民、事業者、社会福祉活動団体、行政などの関係するすべての個人・団体が共通の認識を持つことが必要であることから、市の広報紙やホームページなど様々な機会を通じて第 5 期計画を周知し、その普及に努める旨を記載しております。 第 3 節「計画の進行管理」について、本計画を実効性あるものとして着実に推進していくためには、事業の実施状況を正しく把握し、定期的に基本目標の達成状況を測り、必要に応じて事業の見直しを行うなど適切に進行管理をする必要があります。そのためその方法について(1)から(4)に分けて記載をしております。 最後、駆け足になってしまいましたが、事務局からの説明は以上となります。
専門分科会長	ただいま事務局から説明をいただきましたが、委員の皆様からご意見、ご質問等をお聞きしたいと思います。何かございますでしょうか。
委員	圏域の考え方のところだったんですけれども、すごくよく整理をしていただいていいなというふうに思って拝見をしたんですけれども、他市町村の計画なんかをちょっと圏域の考え方なんか見ると、小学校区と中学校区を分けているところが結構多いかなと思っています。 ちょっと八戸の圏域の大きさがよく分かってなくて、やっぱり中学校だとちょっと遠いような気がするんですけれども、だからむしろ町内会とか小学校区あたりが同じ圏域に入るような気がします。中学校だとちょっと広すぎるような気がするんですが、そこの考え方がどうなのかなというのが、気になった点です。
専門分科会長	他にございますか。
委員	あともう 1 点、すごく計画が進む形でいいなというふうには思ったんですけれども、市役所内の連携の仕方というか、非常に多くの課が関わっていて、担当課があってすごくこの事業が進むといいなというふうには思ったんですけれども、庁内のその連携のハブになるところというのは、福祉政策課さんが中心になるのかもしれないですが、そういう連携

委員

が取れているというふうなことが分かるといいなというか、当然そうやっていくんだろうとは思うんですけれども、それがちょっと見える化できるとより具体的に進むかなと思ったりしました。

対象となる利用者の方とか援助が必要な方って、意外といろんな課にまたがる方もいらっしゃるので、そういう意味では担当課がいろいろ出ていますけれども、それをこう取りまとめていくというか、最後のほうに市役所の役割のところにも包括的な体制整備に取り組んでいきますというようなことが書かれているので、それが少し見えるといいかなというふうには思って拝見をしたところです。

例えばロールモデルPR事業を市民連携課でやるとなってるんですけれども、そのロールモデルとする人は誰なのかと考えると、例えば生活困窮で困っていて、生活困窮者の支援事業を受けている人がこれから仕事に就きたいと思っている時に、どういうふうな仕事があるのかとか、どんな仕事ぶりなのかというところとつながっていったりすることが考えられるので、市役所の中の連携というか事業ごとの連携みたいなことがちょっと見えると、より推進するかなと考えたところでした。以上です。

専門分科会長

委員からは3点いただきましたが、では大沢さんから。

福祉部次長兼福祉政策課長

ありがとうございます。

圏域のところですが、確かにおっしゃるとおり、小学校区と中学校区だと範囲が合わないというのは、なるほどというふうに思ったので、そこは少し修正が必要であれば組み替えるとか、ちょっと検討させていただきたいと思います。

それから庁内の各課の連携のところですけれども、様々な分野別に色々と相談支援体制がありますが、それが分野にとらわれず、1つの窓口として様々な相談を受けて関係課につないでいくというのは、すでに市の中ではやれてる方かなというふうには思ってます。

ただその分野ごとに、年数回ですね、分野ごとにちょっと違いますけれども、庁内の関係課の連絡会議のようなものは開催しておりますし、今年度これから予定しているものもございます。

まずはそれらを踏まえて、福祉政策課の方で、相談支援を行っている関係課をすべて集めて、今それぞれが何をやってるのかとか、どういう課題があるのかというのを共有して、どこが受けても、担当を超えて一旦はまず受け止めて、それぞれにつないでいって、支援に抜けがないようにしていきましょうということを、今年度予定しています。

福祉部次長兼 福祉政策課長	そこの取り組んでる中身が見えるようにということについて、毎年の進捗管理の中でどういうふうに見せていくかというのは、少し検討する必要があるかなと思っていました。以上です。
専門分科会長	よろしいですか。
委員	はい、分かりました。
専門分科会長	他にございますか。
委員	今の質問に関連するんですけれども、49 ページに共助の形で地区社協 26 地区とあって、88 ページにも地区社協、地域団体との交流が非常に大切だというようなことで記載されて、そのとおりだと思うんですが、ちょっと具体的すぎてあれなんですが、この間、社協とのこういった席の時にも言ってきたんですけれども、市内に 1 地区、地区社協が設立されていない地区があるんですよね。 それで、八戸市社協さんにも毎月言っているんですけれど、もうなんかお手上げのような状態だと。じゃあ、そういう地区社協がなければ、なんか困ることとかどうしているのと言ったら、民生委員とか誰かが代行してやってるから、それでいいんじゃないのという考えもあるみたいです。 それじゃあちょっとよその地区が大変なので、できれば市の方からその設立に対して応援していただければという要望です。以上です。
福祉部次長兼 福祉政策課長	はい。どこの地区かというのは、認識していますので、社協の方とも情報交換しながら、市としてどういうご協力ができるのかというのは考えたいと思います。
委員	社協だけではちょっと大変みたいなので、よろしくお願いします。
専門分科会長	他にございますか。 はい。それでは無いようでございます。事務局も説明、長時間にわたりありがとうございました。また委員の皆様、お疲れ様でございました。 それでは今回は計画の原案を元に、基本目標ごとに新たに設定いたしました評価指標のほか、施策ごとの推進事業等について確認をしていただいたところでございます。

専門分科会長	事務局におかれましては各委員からいただきましたご意見を元に修正してもらい、次回は修正後の内容をご審議いただくという予定で進めたいと思います。本日の審議のまとめといたしましては、そのようなことでよろしいでしょうか。 それではこれをもちまして、議事の第 5 期八戸市地域福祉計画の原案につきましては終了といたします。 以上で本日予定しております案件の審議はすべて終了いたしました。この際、何か他に委員の皆様からございますでしょうか。 では無いようでございますので、これをもちまして議事を終了させていただきます。
閉会	
司会	会長、ありがとうございました。 これをもちまして、令和 8 年度第 2 回八戸市健康福祉審議会社会福祉専門分科会を閉会いたします。 次回は 11 月 16 日月曜日 13 時 30 分から、議会第二委員会室で開催する予定です。 本日皆様からいただいたご意見を原案へ反映させたものを次回の会議において再度お示しし、内容について審議いただいた上で、原案を決定させていただきたいと考えております。 また、会議資料につきましては今回と同様に事前送付いたしますので、ご確認いただき、ご質問等がございましたらお聞かせくださいますようお願いいたします。 委員の皆様におかれましては、お忙しい中お手数をおかけすることとなりますが、どうぞよろしくお願いいたします。 本日はありがとうございました。